

2024年2月13日

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 健司
(コード番号5121 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役管理本部統括 高橋 秀剛
(TEL 03-3527-8111)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年3月5日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 293,836株
(3) 処分価額	1株につき1,407円
(4) 処分総額	413,427,252円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において当社従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的に株式付与E S O P信託（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。（本制度の概要につきましては、本日開示いたしました『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせをご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.25%（小数点第3位を四捨五入、2023年9月30日現在の総議決権個数231,259個に対する割合1.27%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規定に従い従業員に交付が行われる

ものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2024年2月29日
信託の期間	2024年2月29日～2026年9月30日（予定）
制度開始日	2024年2月29日
議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2024年2月9日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,407円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（2024年1月10日から2024年2月9日まで）の当社株式の終値の平均値である1,456円（円未満切捨て）に96.63%（ディスカウント率3.37%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3か月間（2023年11月10日から2024年2月9日）の終値の平均値である1,398円（円未満切捨て）に100.64%（プレミアム率0.64%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6か月間（2023年8月10日から2024年2月9日）の終値の平均値である1,269円（円未満切捨て）に110.87%（プレミアム率10.87%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員（3名、うち2名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上